

平成25年3月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成25年3月5日（火）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成25年第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成25年3月5日
午前10時00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第11号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第28号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第29号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第30号 太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第31号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第32号 平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員	
委員	大田勝義	議員	委員	小嶋真由美	議員	
〃	上	疆	〃	神武	綾	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	坂口進
市民課長	原野敏彦	環境課長	濱本泰裕
人権政策課長	諫山博美	福祉課長	大藪勝一
高齢者支援課長	平田良富	保健センター所長	中島俊二
国保年金課長	永田宰	子育て支援課長	小嶋禎二

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 齋藤 廣之 議事課長 櫻井 三郎
書 記 力丸 克弥

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆様、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第11号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（大藪勝一） 「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

議案書条例案の5ページ、及び新旧対照表の10ページをご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、太宰府市地域福祉計画策定委員会を太宰府市地域福祉推進委員会に改正するものでございます。改正の内容といたしましては計画を策定するためだけでなく進行管理もお願いすることになりますので、附属機関の名称、及び担任する事務を改正するものです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第28号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第2、議案第28号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(永田 宰) 議案第28号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書50ページ、条例案は100ページ、条例改正新旧対照表は32ページになります。

今回の改正につきましては障害者自立支援法の改正に伴いまして、題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律になったこと、及び同法第5条から引用しておりました項番号が改正となるものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。32ページをご覧ください。改正箇所には下線が付いております。

条例第13条第1項及び第2項中、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律への題名改正がございました。また同条第1項中、同条第12項とあるは同条第11項に、同条第27項とあるは同条第26項に、共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同住宅は共同生活援助を行う住居に、それぞれ障害者自立支援法の改正に伴いまして改正となるものでございます。

施行日としましては、題名改正に係る部分につきましては平成25年4月1日、題名改正以外の部分につきましては平成26年4月1日となっております。

以上が改正内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小柳道枝委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第29号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について

日程第4 議案第30号 太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（小柳道枝委員） お諮りします。

日程第3、議案第29号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について」と、日程第4、議案第30号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」を一括議題としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、議案第29号と議案第30号を一括議題として審査を行います。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 議案書の51ページ、52ページでございます。条例案の101ページからと110ページでございます。

議案第29号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について」と、日程第4、議案第30号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営に関する

基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は関連がございますので一括してご説明申し上げます。

まず、条例を2本に分けて制定している理由でございますが、地域密着型サービス事業者は、事業を行うに当たって、介護事業者としての指定と予防事業者としての指定の2種類の指定を受けなければならないからでございます。

それでは、お手元に配布しております資料に基づきまして概要を説明させていただきます。

まず、地域密着型サービス等に関する基準を定める条例（案）の概要をご覧ください。

まず初めに、今回の条例の対象となります地域密着型サービスの説明からさせていただきます。

資料の5ページ、別紙1をご覧ください。

地域密着型サービスとは、支援や介護が必要となった方が、住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるよう平成18年4月に6種類のサービスが創設されました。ここで言いますところの②から⑧でございます。なお、⑦と⑧は便宜上分けておりますが、2つで1種類でございます。

サービスを提供する事業所の指定や指導、監督は市町村が行ない、サービスの利用も市町村に住所を置いてある住民のみとされております。

今回、条例制定に至った経緯ですが、2つの法律が公布されたことにより、介護保険法が改正されたことによります。1つ目は「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」で、従来の地域密着型サービスと呼ばれていた6種類のサービスに加え新たに①の定期巡回・随時対応型訪問介護看護と次ページの⑨の複合型のサービスの2種類が追加されました。

どちらも疾病等が原因で介護と医療のケアが必要な方でも、医療機関に入院せず、在宅での生活ができるよう支援していくサービスとなっております。したがって、平成24年4月から、地域密着型サービスは先ほどご説明したサービスを含め8種類となりました。

このなかで、太宰府市にあるのは③の認知症対応型通所介護施設、認知症の方専用のデイサービスが2事業所、④の小規模多機能型居宅介護施設が3施設、⑤の認知症対応型共同生活介護施設、通称グループホームと申しますが6施設あります。

条例制定に至った経緯の2つ目の理由としては「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布による介護保険法の改正によるものでありまして、介護予防も含む地域密着型サービス事業者の指定に関する基準は、従来の介護保険法で定めてあると共に、地域密着型サービス事業者の従業者の員数や設備、運営の基準は厚生労働省令で定めてあったものを市町村の条例で定めることとされました。

2つの法律の公布により、大きく分けて4点を条例として制定することとなりました。1つ目は、小規模な特別養護老人ホームの入所定員。先ほどご説明しました⑦と⑧です。2つ目は、介護予防を含む地域密着型サービス事業所の指定を受ける申請者に係る基準。3つ目は、介護予防

を含む地域密着型サービス事業者ごとの従来者の員数。最後に、3つ目の従業者の員数のほか、設備や事業の運営に関する基準となります。

しかし、条例制定に当たっては、市町村がすべて自由に基準を定めることや設けることはできません。あくまで、厚生労働省令をベースとしながら3つの基準を各市町村の地域特性等を勘案し制定するよう法で定められています。

資料の7ページ、別紙2をご覧ください。

1つ目の基準が①従うべき基準です。必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されない基準です。2つ目の②標準とする基準は合理的な範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めて良いとされている基準です。最後に③参酌すべき基準ですが、1つ目、2つ目の基準以外の基準のことを指し、主に設備や運営に関する基準となっており、市町村が十分な検討を行った結果、地域の実情に応じて、基準と異なる内容を定めることができる基準になります。

資料の最初のページをご覧ください。以上のことを踏まえまして、下のほうに書いてあります2番です、太宰府市が定める基準の基本方針でございます。当市の条例制定に関する基本方針は、一部を除き、法、省令が定めている基準を上回る内容や、異なる内容を定めるほど、市内に特段の事情や、地域の特殊性は認められないと考え、法及び省令を定めている基準を引き続き採用することといたしました。その結果、次の事項を条例案として定めることとしました。

まず、最初に小規模な特別養護老人ホームの入所定員は従来、法で定められている最大数の29人以下として条例で決めました。次に介護予防を含む地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者は法人であるものと限定しました。後2つは資料の9ページの別紙3をご覧ください。市の独自基準として、1、サービス提供に関する記録の整備、保存期間です。介護予防を含む地域密着型サービス事業に係る運営の基準では、記録の保存期間を2年間と省令で定められていたところを5年間とします。これは、事業者の不当利得に対する返還請求権の時効は地方自治法に基づき5年であり、2年経過以降に監査等を行う場合に必要な資料の確認を行うためです。最後に2、非常災害対策に関することですが、対象になるのは、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、介護付有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、複合型サービスの入所施設のみとなります。内容といたしましては、各事業者は非常災害に関する具体的計画を策定するよう省令でさだめられておりますが、非常災害を火災、風水害、地震等と明確化し、火災、風水害、地震等、発生が予想される非常災害の種類ごとにより実効性の高い具体的計画を策定していただき、事業者等の防災意識の高揚を図るために行うものです。

条例制定に当たり、市が検討をしている項目について、関係するサービス事業者に対し、意見募集を行うとともに、太宰府市介護保険運営協議会にも意見を聞きました。また、条例制定に当たっては、厚生労働省令の全てを条例化する方法と、省令を引用する方法とがありますが、全文を条例化するより独自基準のみを条例化したほうが、よりわかりやすいと判断しました。

議案第29号の介護のほうは、厚生労働省令では182条で構成されていますが、本市の条例では

省令を準用しておりますので26条で構成いたしました。また議案第30号の予防のほうは、厚生労働省令では89条で構成されておりますが、本市の条例では13条で構成ということになりました。

長くなりましたが、説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第29号について質疑はありますか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 太宰府市の独自基準を設ける時に、関係する事業者に対し意見募集を行ったとありますけど、事業者はさっきおっしゃった11箇所、認知症のデイケア施設とか小規模事業所、それからグループホーム全てから取ってるということでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 実際は、デイサービスとかグループホームとか事業所が一緒のところもありますので、市内の9事業所、9つの事業所に意見聴取をいたしました。特にこの条例についての意見はございませんでした。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） それと太宰府市介護運営協議会というのは、どういう形で運営・・・どんなメンバーはどんなふうになっていますか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） こちらの太宰府市介護運営協議会につきましては、市の附属機関でございまして、7名の委員で構成されております。そちらのほうでも意見聴取といたしますか、こちらの条例の説明をさせていただきましたが、一つありましたのが、ここに報告するまでもないかもしれませんが、非常災害対策のみならず、感染症等についてもなんらかのものを入れたほうがいいんじゃないかというのがございましたけども、これは等というところの逐条解説に入れようという話になっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 条例と関係するかどうか分かりませんが、先日長崎のほうでグループホームの関係で火災が発生しましたよね、その関係で9ページの部分での火災についての具体的な計画というのが既に出されているのか、今、指導しているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） もともと省令にこの項目ございまして、非常災害に関する具体的な計画を立てるというのがございますので、計画はもともとございます。今回、それをやはり火災が中心になっているようでございますので、いろんな災害の種類に合わせて作ってもらいたいということで条例を上げまして、これから指導していくようにしていきます。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 関連してる部分ですけども、その部分で計画は立てているだろうとのことですが、そのことについて消防署が中に入って確認を毎年1回はされているんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 福祉施設については消防署に確認しまして毎年1回確認してると、特にですね、今回グループホームの火災がございましたので、たしか翌々週ですかね、18日、19日、20日でグループホーム全部消防署回っておりまして、その時うちの職員も同行いたしまして、一緒に消防設備等の確認もいたしております。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 地域密着型サービスの基準を定める条例、今度、新しくこれを作られるわけでしょ、条例をですね、ということで今説明を聞いたんですけど、地域密着型サービスは今までどおりあったんですか、ないからこういう条例を作るという形になったんですか、その辺の基本的な事をご説明お願いしたいんですけども。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） もともと地域密着型サービスというのはございまして、今ここに関する条例で定める事項、市独自基準以外は全て今は省令で定めてあります。それを条例で定めるようにというふうに一括法の関係でなりまして、こちらで新たに条例で定めると、だから内容的には今までもあるとおりでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 今までどおりあった省令を今度は条例に下げるといふか詳しく規則を作るということでもいいんですかね、ちょっとその辺のところを。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） もともと地域密着型サービス事業に関しては厚生労働省令のほうで、こちらに今回定めます事業者の事業の人員とか設備運営に関する基準等、全て定めてありました。これはまだ今もございます。

これを市町村で地域特性に合わせて変えていい部分がありますよということです。それでうちのほうとしましては、その独自基準と定めました2項目を除いては全て今あります厚生労働省令に準ずるといふ形で条例化させていただいております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ということは、地域の特性を活かした条例を作りなさいと、変えなさい、しなさいといふこと言われてるから、太宰府市としては2項目を重点にされてるんですかね。地域特性の条例は。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） これ地域の特殊性というのがありますけれども、ここでいう地域の

特殊性というのは、やはり交通の便、例えば離島とかそういう場合に特に基準を変えたりしてる分はありますけれども、うちで定めています2項目については、ほぼ福岡県内、全国的にもそうでしょうけども、福岡県内のところ、特に保存年限2年から5年というのは福岡県内で全ての市町村がやっております。あと災害については全部ではないですけど、概ね、どこの市町村も独自基準として入れていると、あとは全て省令に準じて形で作成しているみたいです。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 太宰府は災害はどうなんですか、地震は想定されてないとか、それとか水害、大水害、四王寺山系、宝満山山系の地質から行くと、この前死者が出ましたよね、四王寺が水害で想像を絶するような雨が降ったということですね、その辺の災害の想定はされてないのですか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 今、委員さんがおっしゃられましたように、非常災害対策につきましては、省令では非常災害という一括りになっておりますので、今回、火災、風水害、今おっしゃった地震等ということで細かくですね、分類をして独自基準を設けると、それぞれの対策方針を立てていただきたいと条例案を持ってきております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

あと、最後にね、地域密着型サービス事業をされておる太宰府市の業者はどれぐらいおられますか。その辺の数だけでいいですけどお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） こちら最初ご説明させていただきましたけども、資料の5ページ別紙1の③ですね、認知症のデイサービスがここが2つです。それから④の小規模多機能型居宅介護施設が3施設、それと⑤のグループホームが6施設ございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ということは11施設が太宰府市内に地域密着型施設があるということですね。すいません、ちなみに何人、人数はどれだけおられますかね、サービスを受けられている人数だけでいいです。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 今申し上げました2と3と6ということで、11になりますけども、最初の通所型のデイサービス、これは⑤のグループホームに併設されてるような形になりますので、施設的には④の3と⑤の6の9箇所というふうに考えていただいてもいいと思います。それで入所者なんですけども⑤のグループホームに関しましては大体1ユニットが9名となっております、6施設の内5つが18人定員となっております。一つだけが1ユニットで9名です。で、ほぼ入所状況は満床というところでございます。

それから④の小規模多機能は登録制になっております。これはですね、通いがメインなんで

すけども、あとはショートステイみたいにお泊りができるというような施設ですので登録定員という形になります。登録定員は基準は25名ですけれども、それぞれの施設、登録定員はそこまではいっていません。細かい数字はこの時点ではございませんけども、25人以下というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 認知症というか、施設から出ていく、逃げていくというか、行方不明になるというか、そういう事件が時々起ってるんですけども、その辺の監視というか出入りを確認をするとか24時間ちゃんとした出入りの監視はされてるんですかね、これはちょっと条例からは外れますけど、なんか不明者ができるようなことになんてだろうと思うんですけども。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） たしかにですね認知症の対応型の施設におきましては徘徊の方とかいらっしゃいます。常時ですね、職員はおりますけれども、やはりですね、知らぬ間に出て行かれたとかいうことございます。そういうのも聞いておりますけれども、特に事件になったようなものはありませんけれども、それと施設が鍵を掛けるとか、出入りが出来ないようにきちっとするのは、これ虐待にあたりますので、ある程度解放はしておかないかんというのがございます。施設の職員の方はいつも目を配らせながら出て行かれるのに一緒についていかれたり、中には昨年私が聞いたところ1、2件ありました、居なくなったと。でも、すぐに見つかっておるといふ報告を聞いております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ということで。施設の出入り口に監視というか、置くような義務付けすることはできないんですか。

部屋とか、中は自由に行き来できるけども出入り口に1箇所決めて、そこを監視するような形をとればですね、大丈夫かなという私の考えですけども、どのように思われますか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 出入り口といいますか、いろんな施設によりまして、監視カメラを付けてあったりします。それから特別養護老人ホームにも認知症の方入っておりますけども、それぞれの階でエレベーターに簡単に下りない、パスカードがないとエレベーターが動かないとか、そういう対策はとっておられます。それぞれの施設で閉じ込めではないけれども、必要な監視体制はとっておられます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にないですか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 5番目のグループホームの関係で1つ聞き忘れましたが、職員がおられるということでしょう、常時おられるんですかね、24時間という意味でしょうか常時というのは。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） グループホーム、今ご質問いただきましたところにつきましては、今回基準省令になっておるんですけども、3名に対して1名以上というふうになっております。夜間は9人に対して1ユニットに対して1名というふうな体制といたしますか、職員の配置をしなければならぬというふうになっております。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） ちょっと、わかりにくかったのですが、3名以上に1名、ということは9名おったら3名ということですよ、それは昼間。夜は9名に1名はいると、1人は24時間おるわけですよ、お一人ではなかろうけど何名かで交代で1人でいると。

○委員長（小柳道枝委員） 他にないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

議案第29号、議案第30号について意見はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 先ほど佐伯委員が質問された部分で、監視の部分で認知症の方を監視するというのは大変な部分、それはもう個人の家庭でも大変なんです、こういうふうに9名、1ユニットが9名だそうですが、やはり1名で夜間監視するにしても、1人だからトイレ行ったりする場合も職員はあるわけで、その間に抜けていくというか、認知の方というのは、けっこう頭がいいというのをおかしいんですけども、そういうこともされるんですよ。わかってるんで監視されている、職員がおるということで、そういうこともあるので、先ほどちょっと出ましたが、おそらくうちのグループホーム6箇所においては、監視カメラとか置いてないというような表現だったかな、そういうことで、玄関入口とか外側のところに監視カメラ付けておくと職員は本当に助かりますよね、何時にこの方が出て行ったと、何か起きた時ですよ、Aさんが居なくなった、探すときには監視カメラを見れば何時に出たというのも分かるので、そういうものはなんとか・・・現状とか質問できるんですか。

○委員長（小柳道枝委員） これは議員間の意見交換ですので、こちらのほうでお話をお願いします。

（上疆委員「質問は終わったわけ。」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） はい、質疑は終わっております。

○委員（上 疆委員） まあ、そういうふうでね、数字を聞かないとわかりませんが、6事業所で何箇所つけてるかわかりませんが、ないところがあればね、ぜひ監視カメラをつけると対策としては非常にいいと思います。

○委員長（小柳道枝委員） みなさん他に今のご意見とか、例えば今、認知症の徘徊者の防止ですよ

ね、予防ですね、そういうのも対策をしたほうがいいんじゃないかというご意見でしたが、他に意見がありましたらおっしゃってください。ただし、議事録に残るということをご承知の上でよろしくをお願いします。

だから、こういうことを所管調査の参考にするとか、いろんな場面もあると思うんですよ、そういうふうな方向性で皆さんの意見交換と、まあ、今回の議案に対する意見交換ということで、初めてのことでございますので、皆さん方が少しでも、お耳に留めたり、勉強の糧になればという方向性で意見交換をさせてもらってるとご理解ください。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 先ほどの徘徊もそうなんですけど、心配なところなんですけども、夜間の職員の方が9人に対して1人ということになってるというのがですね、いざ、火事になった時にどういった体制でですね、出火した時に、緊急連絡網とかもちろんあると思うんですけど、そのところがどんなふうになってるのか知りたいところではありますね。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） そのことについてはですよ、今、進めます要援護支援制度ができるでしょうが、地域密着だからその職員だけが守るというわけではないですよ、その周辺の住民の方々の支援者を見つけておかないといかんというのが基本的にあるんじゃないかなと思うんですよ。

9名なら、私は逆に援護する人を支援する人は1人に3名必要うちの自治会では話してるんですけども、そういうふうになればここを9名とすれば27名いるという支援者がね、そういう数からいったら大変なことになるんですけども、やはりそれひとつひとつ進めていかないかなのじゃないのかなという市の考え方もあるし、地域もそういった形で取り組んでいるんですよ、そういうところにも入ってきてるんだろうと思いますが、その辺がわかりませんがね、そういう支援がいると思います。

○委員長（小柳道枝委員） 今、上議員からもありましたけども、こういう意見交換の中でお互い学びあえるような発言でお願いしたいと思います。

今回はこれで意見交換を終了してよろしいですか。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号、議案第30号について討論はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） その関連ですが、討論としてですね、監視カメラがついていないところがあればつけるように努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時39分〉

○委員長（小柳道枝委員） 議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第31号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第5、議案第31号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、歳入の補正予算を同時に説明したほうがわかりやすい項目については、同時に説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入の補正予算を同時に説明したほうがわかりやすい項目がある場合については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは補正予算書12、13ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の特別会計関係費について、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 3款1項1目社会福祉総務費、細目060特別関係会計費、28節繰出金、国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金1,784万6,000円についてご説明申し上げます。

国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置や、低所得者を多く抱える保険者を支援するため

国、県から負担金を一般会計で受け入れ、国民健康保険事業特別会計へ繰出す法定繰出金でございますが、繰出額の確定に伴いまして1,784万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

この財源としましては歳入8、9ページをお開きください。国の負担につきましては14款1項1目民生費国庫負担金、3節保険基盤安定制度負担金で126万9,000円、県の負担といたしましては15款1項1目民生費県負担金、3節保険基盤安定制度負担金で1,211万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 3款1項2目老人福祉費の高齢化社会対策費について、説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 続きまして3款1項2目老人福祉費、細目番号025高齢化社会対策費412万5,000円についてご説明申し上げます。

地域介護・福祉空間整備事業費補助金とは、県の介護基盤緊急整備補助金に基づき地域密着型サービス事業所の整備に要する費用について事業者に補助する制度でございます。今年度、介護基盤緊急整備基金を活用した県介護基盤緊急整備補助金の対象に小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラー等の整備が追加されました。補助内容はスプリンクラー整備面積1㎡当たり9,000円の補助と、消防機関へ通報する自動火災通報装置の整備を行う事業所1箇所につき30万円の補助を行うものでございます。

この度、3箇所の全ての事業所がこの制度を利用し3月末までに整備することとなりました。ちなみに2月8日に長崎市のグループホームで火災が起き死傷者が出ましたが、太宰府市内にはグループホームが6箇所ありまして、以前にこの補助金を使って全て整備完了しております。今回の整備対象となった小規模多機能型居宅介護事業所は入所施設ではなく、面積的にも設置義務はありませんが、短期間の宿泊もできる施設ですので早急に設置していただくよう要請をいたしましたものでございます。

財源につきましては8ページ、9ページをお開きください。歳入の欄、上から四柱目の15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、介護基盤緊急整備補助金で歳出と同額の412万5,000円に対応しております。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） これは100%県の補助ですが、実際する施設の負担というのは、1㎡9,000円ぐらいということでしたが、この額で出来るのか、それともどの程度事業者負担になるのか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長

○高齢者支援課長（平田良富） 市内3箇所ございまして、それぞれの規模もあるんですけども、今、設置にむけて動いてありまして、実際に申し上げますと、まず1箇所、総事業費が119万7,000円ということで補助が102万円ということで自己負担が17万7,000円、まだ確定はしておりませんが、この程度だろうと。もう1箇所はこちらは自己負担が4万8,000円ぐらいで済むだろうと。もう1箇所はちょっと大きいですけども、ここは総事業費が約260万円ありまして自己負担額は91万5,000円という現段階での見積もりではこういうふうになっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございますか。

上委員。

○委員（上 疆委員） そういう関連ですが、先ほどの9事業所は全部出来てるんでしょうかね、これによって。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長

○高齢者支援課長（平田良富） 今回小規模のほうの3施設がこの補助金により3月までに、グループホームのほうは1箇所は前々からつけてあったと、あとの5箇所は平成21年と平成22年にこの補助金を使いまして、スプリンクラーの設置が終了しております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 本当ならば9施設からもう少し増やしてほしいという要望もあるのですが、また認知症対策でおそらくもっと需要者が増えてくると思われるのですが、そういった場合、施設が増えた時、新たに施設を新設する場合も、この補助というのは活用できるものなんでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長

○高齢者支援課長（平田良富） いつの時点かはわかりませんが、現段階ではこちら県のほうの補助は平成25年も出ると確認しております。

それから施設の話も出ましたので、グループホーム、現在待ちというのはそんなにないという状況、満床状態ではあるけれども、待ちはないと。ただ委員さんおっしゃいましたように、これから対象者、入所希望者が増えてくると思うので、たぶん第6期の介護保険事業計画、平成27年

からの分、そちらのほう考慮したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいでしょうか。

（小島真由美委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に3款3項1目生活保護総務費の生活保護認定支給事務関係費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（大藪勝一） 3項生活保護費、1目生活保護総務費、生活保護認定支給事務関係費、23節償還金、利子および割引料、953万6,000円の補正でございます。

生活保護費負担金精算返還金950万7,000円につきましては、平成23年度の国庫負担金の交付額が確定をいたしましたので、精算による超過交付額を返還するものでございます。次に生活保護費補助金精算変換金2万9,000円につきましては、平成23年度の生活保護関係の支援対策等事業費の国庫補助金の精算による超過交付額を返還するものでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） ここで、この予算とは関係ありませんが、一般の生活扶助人数というのはわかりますかね。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（大藪勝一） 生活保護の状況ということだろうと思います。

平成25年1月末現在でございますが、被保護世帯数が505世帯、被保護人員としましては651人でございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいでしょうか。

（上疆委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次のページをお開きください。

4款1項2目保健予防費の予防接種関係費について、説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 4款1項2目保健予防費、1,600万円の増額につきましては、全額、予防接種個別接種委託料の増額補正になっております。

これにつきましては、昨年9月からポリオ、一般的にはいわゆる小児マヒと言われますけども、予防接種ワクチンが口から飲む生ワクチンから、単独の不活化ワクチンに切り変わってまして接種回数も2回から4回に増えて、更に各医療機関での個別接種となっております。

また、11月からはそれまでのジフテリア、100日せき、破傷風の3種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えました4種混合ワクチン接種が開始されました。しかしながら4種混合ワクチンの供給不足から11月以降も単独の不活化ポリオワクチンと3種今ワクチンをそれぞれ継続していること、また、高齢者用のインフルエンザワクチンの接種者が増加しましたことから、今回補正予算を計上しております。

よろしくお願いたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 意見交換を終わります。

これで、当委員会所管分全般の説明が終わりましたが、再度、全般について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

改めて、全般について意見交換はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第31号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第32号 平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第6、議案第32号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

補正予算書16ページから21ページでございます。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(永田 宰) 議案第32号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご説明差し上げます。

補正予算書17ページをお開きください。

今回の補正は1,784万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ81億5,182万9,000円とさせていただきます。

事項別明細で説明をさせていただきます。20ページ、21ページをお開きください。

まず歳出からご説明いたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費の補正でございますが、執行状況等を参考に今後の所要額を試算しましたところ、インフルエンザ流行の懸念もありまして、1月、2月の診療報酬給付費として0.4%の不足が見込まれましたので、不足額として1,784万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入のご説明をさせていただきます。

8款1項1目一般会計繰入金の補正ですが、世帯の人数と所得に応じて実施しております、国民健康保険税の軽減や、低所得者を多く抱える保険者への支援のための国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、国民健康保険事業特別会計へ繰出し、それを受け入れます法定の繰入金でございます。

国、県からの負担金交付決定通知に伴いまして、1節、保険基盤安定制度繰入金の保険税軽減分としまして、1,530万7,000円、2節、保険基盤安定制度繰入金の保険者支援分としまして253万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(小柳道枝委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 補正予算がらみではないんですが、3月も終わってませんから、あれなんです、国民健康保険の収支の部分では赤字ではないのかなと心配があるのですが、どの程度の分あるのか、わかれば教えていただきたい、今現在、現状で。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） ただいま歳出のほうの療養給付の関係で、1月、2月分がまだ出ておりません、そちらのほうの金額も相当大きゅうございますし、歳入の国県関係でもまだ確定してないのもございますので、収支というのは済みません、この段階ではご報告できないものと思っております。

申し訳ございません。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 今の現状では仕方ないと思うんですが、まあ三角になるか丸になるか、それぐらいはわからないですか。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 歳入で保険税とか、いろんな国県負担金とか大きく伸びている状況は中々ないものですから、非常に厳しいものであると思っております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 診療報酬給付金とか、これは難しい言葉ですけど、要するに医者、ドクターに払う金額が増えるということですか。もうちょっと詳しくお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 今回、補正させていただいております療養給付費につきましては、病院に掛られました医療費総額、それから実際の窓口で患者負担として被保険者の方が払われた自己負担、払われた後の公費負担分について、こちらのほうから支出しているものでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ということは、医療費、薬代ですよ、それで、今よく言われてますよね、ジェネリック薬品といいますか、ジェネリックの薬、ある程度開発してから何年かすると誰でも作れるという形の安い薬がジェネリック薬品と私は認識してるんですけど、その辺の普及率というかPRというか、そうすることによって、節約、儉約というか、安くできるのではないかなと思うんですけど、その辺のPRをしてジェネリックに変えられた方々というか、数字というか、今現在、薬を飲まれてる方がおられるかなというところをお聞きしたいんですけど、いなかでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） おっしゃるとおりジェネリック医薬品は先発薬品の特許等が切れまし

て、後発で安価で作られた薬品でございまして、成分等は先発薬品と同じものですので、効能等については同じような効果と認められておりまして、医療費削減につきましては、国、県、市町村、それぞれジェネリック医薬品の切り替え促進について努力しておりますところでございます。それで、24年の1月から具体的には各保険調剤、薬剤を処方された方については、レセプト、明細のほうから300件抜き出しまして、切り替え通知をそれぞれ被保険者の方に通知差し上げてるところでございます。月1回につき300件ですね。

そちらの方に実際に使ってお薬をジェネリックに切り替えたらいくらの自己負担の減になる、当然、医療費も下がりますけども、被保険者の方の自己負担の縮減と言いますか、減少にも繋がりますので、そういったお知らせを差し上げたり、あるいは広報等への周知、あるいはジェネリック切り替えのカードを作っておりますね、保険証更新の時にお配りしている状況でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 是非、PRして下さい。

終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 他にありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 今、市内のほうにすごく整体とか整骨院等が増えてきてまして、ここで国保が使われている、この状況と見解を教えてくださいたいのですが。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 柔道整復関係の利用は実際に伸びてきております。現状保険診療部分につきましては、抑制は直接しにくいものの、動向を十分分析しながら、適切な啓発等を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（小島真由美委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時02分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時04分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 25 年 3 月 31 日

環境厚生常任委員会委員長 小 柳 道 枝